

条例名称に関する第10期男女平等推進委員会の意見等

- ① 名称中の「性」という言葉は、英語でいうと「sex(性別)」という意味合いが強いと思うが、「sexuality(性のあり方)」という意味合いで使っているということなのか。「すべての人の性を尊重し」とすることで「多様な性のあり方を尊重する」という意味合いにしているということなのか。「性」という言葉だけで十分なのかどうか、表現するのが、とても難しいと感じた。ジェンダーという言葉の定義が、日本語で明確にされていないので、それを日本語で表現するのは難しいと思う。熟考されたことが伝わった。

(事務局回答)

名称の前半「すべての人の性が尊重され」の部分は、『すべての人の「性」つまり、「男女の別だけではない多様な性のあり方」が尊重され』という意味です。検討委員会や第9期男女平等推進委員会で頂いたご意見を踏まえ、この条例が目指す内容を、「ジェンダー平等」といった英語のカタカナ表記ではなく、分かりやすい日本語で表現するには、どう表現したらよいかという事について、市長と話し、この表現になりました。

- ② 名称中の「性」という言葉はなくてもよいのではないか。名称の前半部分は「すべての人が尊重され」でよいと思う。

(事務局回答)

「日野市男女平等基本条例」は、男女間の不平等、格差をはじめとする「性別」に起因する問題を是正すること等を目的として定められた条例です。この条例にパートナーシップ制度を位置づけようとした理由は、男女間の格差等の問題も、多様な性に関する偏見等の問題も、「ジェンダー」に関する問題であるからです。以上のことを踏まえ、市長と名称を検討する中で、「性」という要素はタイトルに必要だということになりました。